



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032  
東京都港区六本木6-8-10 STEP 六本木ビル WEST  
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

## 節税保険の封じ込め

平成23年税制改正法案が棚上げされて既に2カ月経過しますが、その行方は混とんとしています。予定されている税制改正では、節税保険がまた一つ封じ込められようとしています。

それは、通増定期保険を使った名義変更スキームと呼ばれるものです。例を使って説明します。

＜例＞ 被保険者：社長、契約者：法人、保険金受取人：法人

解約返戻率：1年目5% 2年目20% 3年目95%

上記のような解約返戻率が急カーブを描く保険に加入します。法人は支払保険料の2分の1を経費とし、2分の1を資産として計上します。その後、2年目に契約者を社長に名義変更します。名義変更時には、この時点の解約返戻金（支払保険料の20%）を社長は法人へ支払います。法人側は、社長から受け取る解約返戻金と資産計上していた保険料との差額を損失計上できます。

その後、社長は、3年目に保険を解約し、解約返戻金（支払保険料の95%）を受け取ります。この解約返戻金は一時所得として課税されますが、必要経費として、法人が支払っていた保険料を控除することができ、多くの場合、必要経費が収入を上回るため課税はされていません。現行の所得税法では、必要経費の範囲を「保険契約に係る保険料の総額」としているため、個人が支払っていない保険料も必要経費に算入できることによるものです。

この税法の抜け穴を使った保険商品が多数出回り、また、裁判でも争われているため、必要経費の範囲を明確化する改正が行われようとしています。具体的に上記の例に当てはめると、個人が実際に支払った保険料と名義変更時に法人へ支払った金額のみが必要経費として認められることになり、節税メリットが小さくなります。上記のような保険に加入されている方はご注意ください。

## 子供手当と扶養控除

5月の末に我が家へ子供手当の通知書が届きました。

子供手当は、居住する市町村に請求することにより15歳以下の子供を扶養する保護者に1人当たり13,000円の金銭が支給されるという制度です。これに対応し、所得税法では平成22年改正で16歳未満の扶養控除が廃止されました。できたばかりの制度ですが、子供手当については東日本大震災の復興財源確保のため、9月で廃止が決定しています。

扶養控除の廃止に伴い、例えば年収600万円で奥様は専業主婦、小・中学生までの子供が2人いるような一般的な家庭では、約15万円/年の所得税が増税となります。「給料の手取りが減ったなあ。」と感じられた方も多いのではないのでしょうか。しかし、子供手当が年間312,000円支給される計算でしたので、増税となっても子供手当を受給するほうが断然「お得」でした。これは、年収2000万円でも同じ条件であれば所得税の増税額が約25万円ですと同様に「お得」です。要は、「子供手当を受給できる方が得」⇒「子供を作ろう！」だったわけです。

東日本大震災の復興は、国民一人一人が痛みを伴わなければならないと感じます。ですが、子供手当が廃止され何の処置も講じられなければ、子供を持つ家庭にのみ増税がおきることとなります。復興財源の確保は重要だと誰もが認識しています。ですがその捻出の仕方については、政府の動向に注視したいものです。

“子供を育てたい国”にしていかなければと思います。